

平成21年12月17日

広島市議会議長  
藤田博之様

提出者  
広島市議会議員

木	山	徳	和	山	田	春	男
太	田	憲	二	沖	宗	正	明
中	原	洋	美	今	田	良	治
桑	田	恭	子	母	谷	龍	典

地方議会議員年金制度に関する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	

広島市議会議長名

地方議会議員年金制度に関する意見書案

地方議会は住民の負託にこたえ幅広い活動を行っていますが、地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっており、これを反映して、地方議員に求められる活動領域も拡大しています。

このような地方議会の実態等を踏まえ、議員の専門化が進んでおり、これまで以上に積極的に議員活動を展開していくためには、議員活動に専念するための経済的基盤を確立することが重要であります。また、今後の多様な人材確保を図る上でも必要なものであります。

しかしながら、そうした経済的基盤の一つである地方議会議員年金制度は、存立が危ぶまれる状況に置かれております。

とりわけ、市町村議会議員の年金財政は、平成の大合併の大規模かつ急速な進展による議員数の減少と受給者数の増加等により急速に悪化し、平成14年度及び平成18年度の二度にわたり自助努力の限界ともいえる大幅な掛金の引上げと給付の引下げが行われましたが、国の責任において措置すべき合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が不十分であったことから、平成23年度には積立金が枯渇し、破たんが確実視されています。

このような中、本年11月に開催された国の検討会において、またしても掛金の引上げ、給付の引下げを基本とし、現役の議員、議員退職者及びその遺族に対し安易に負担を強制する見直し案や地方議会議員年金制度を廃止する場合の考え方が提示されましたが、議員の負担が既に限界にあることや、年金が受給者の生活基盤に必要不可欠な存在になっていることなどが考慮されておらず、断じて受け入れられるものではありません。

このため、全国市議会議長会と市議会議員共済会では、地方議会議員年金制度は基

本的に維持されるべきものとし、合併影響額については全額公費負担とすることを内容とする独自の考え方を国の検討会に示したところです。

よって、国会及び政府におかれては、国策によって推進された市町村合併に身をもって協力した市町村議会議員の強い思いを厳粛に受け止め、地方議会議員が安心して活動に専念できる経済的基盤である地方議会議員年金制度を長期的かつ安定的に維持していくため、全国市議会議長会と市議会議員共済会が示した考え方にに基づき、特段の措置を講じていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。